

## (定款細則)

# 社会福祉法人静都定款施行細則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人静都（以下「法人」という。）定款第一条の規定により法人の運営管理及び業務の細部について、必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 評議員選任・解任委員会

(評議員の選任及び解任)

第2条 評議員の選任及び解任は評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから定款の定めるところにより選任する。
- 3 評議員選任・解任委員会は監事一名、事務局一名、外部員一名の計三名によって構成され、招集は理事会によって決定し理事が行う。
- 4 理事会は、評議員の任期満了の評議員会直前までに次期の評議員の候補者を選考し評議員選任・解任委員会に提案しなければならない。
- 5 評議員候補者は、就任承諾書を評議員選任・解任委員会開催までに就任承諾書を理事長あてに提出しなければならない。
- 6 評議員選任・解任委員会に出席した委員には1回につき3,500円を支給する。
- 7 評議員選任・解任委員会の議事録は委員の内、事務局員が議事録を作成し、出席者全員が署名又は記名押印する。

## 第3章 評議員会

(評議員会の位置付け)

第3条 評議員会は、法人の運営に係る重要事項の議決機関と位置付けられる。

(議決事項)

第4条 評議員会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事等の責任の免除（一部・全部）
- (3) 理事及び監事の報酬の決議
- (4) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の基準の承認
- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
- (6) 定款変更
- (7) 解散の決議
- (8) 合併の承認
- (9) 社会福祉充実計画の承認

(議事録)

第5条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し又は記名押印する。
- 3 定款13条の第4項において決議した場合は、意思表示に係る文書または電磁的記録については議事録と同様に保管するものとする。

## 第4章 役員及び職員

(理事会の位置付け)

第6条 理事会は、業務執行の決定機関と位置付け、社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者、当該社会福祉法人の施設の管理者等により構成される。

(決議事項)

第7条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 理事長の選定及び解職
- (2) 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- (3) 重要な財産の処分及び譲受
- (4) 多額の借財
- (5) 重要な役割を担う職員の選任及び解任
- (6) 従たる事務所及びその他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (7) 計算書類及び事業報告書等の承認
- (8) 事業計画及び収支予算の承認
- (9) その他の重要な業務執行の決定

(関係者の出席)

第8条 議長は、必要があるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容等について説明させることができる。

(中途退任)

第9条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で退任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届け出るものとする。

## 第5章 監事

(監事の職務)

第10条 監事は社会福祉事業について識見を有し財務管理について識見を有する者により構成される。

- 2 監事は理事の職務の執行を監査し、毎年度の決算監査は、事業報告書、財産目録

貸借対照表及び収支計算書を作成後、速やかに実施する者とする。

- 3 監事は、前項の監査のほか必要と認めるときは、法人の運営及び事業の実施状況等について、随時必要な時期に監査を実施することができる。

(監査報告書)

第 11 条 監事は、監査終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事長に提出するものとする。

## 第 6 章 情報の公開等

(財務諸表の公表等)

第 12 条 社会福祉法人は、定款、役員等の報酬基準、各年度に係る計算書類、監事監査報告書、事業報告書、現況報告書を主たる事務所に備え置きこれを閲覧に供しなおインターネットで公表しなければならない。

## 第 7 章 事務の専決

(事務の専決)

第 13 条 理事長又は施設長が専決することのできる事項は、別表 1 のとおりとする。

(専決の報告)

第 14 条 理事長又は施設長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書又は口頭により理事会に報告しなければならない。

(変更等)

第 15 条 この細則を変更しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

附則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

<別表1>

**I 理事長専決事項**

- 1 職員（施設長及び臨時職員を除く）の任免に関する事
- 2 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 3 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- 4 工事又は製造の請負については、100万円以上250万円未満の契約、食料品・物品等の買入については100万円以上160万円未満の契約を締結すること
- 5 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出で予算計上されていない1件160万円未満のもの
- 6 運用財産（土地、建物及び補助事業により取得した設備を除く）のうち、損傷その他の理由により、不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる取得価格が1件500万円未満のものの処分に関するもの
- 7 予算上の予備費の支出
- 8 寄附金の受入れに関する決定（法人運営に重大な影響があるものを除く）
- 9 役員及び施設長の旅行命令及び復命に関する事
- 10 施設長の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 11 職員の昇給・昇格に関する事
- 12 各種証明書の交付に関する事
- 13 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項は除く）

**II 施設長専決事項**

- 1 所属職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関する事
- 2 所属職員の旅行命令及び復命に関する事
- 3 所属職員の時間外命令及び休日勤務命令に関する事
- 4 所属職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事
- 5 臨時職員の任免に関する事
- 6 所属職員の扶養手当通勤手当及び住宅手当の認定及び支給額の決定に関する事
- 7 人件費及び厚生経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された1件の予算執行額が100万円未満の契約に関する事
- 8 収入（寄附金を除く）事務に関する事
- 9 利用者の預かり金の管理に関する事
- 10 行政官庁からの照会に関する事（定例又は軽易な事項に限る）
- 11 その他定例又は軽易な事項

## 社会福祉法人静都 役員及び評議員の報酬に関する規定（案）

### （趣旨）

第1条 この規定は、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

### （報酬等の支給）

第2条 役員には、その勤務形態に応じ、報酬等を支給する。

- (1) 常勤の理事
- (2) 監事
- (3) 評議員

### （報酬等の額の算定方法）

第3条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬
  - 2 理事の報酬は常勤の理事のみとし、当法人の職員である場合は理事としての報酬は支給しない。  
各年度の総額が400万円を超えない範囲で、別表第1に定める額とする。
  - 3 監事の報酬は各年度の総額が10万円を超えない範囲で別表第1に定める額とする。
  - 4 評議員の報酬は定款第二章第八条に定める通りとし、評議員会への出席1回につき5千円とする。

### （報酬等の支給方法）

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

毎月末締翌月12日（その日が日曜日又は土曜日に当たるときはその日前においてその日に最も近い日曜日休日または土曜日でない日）に支給し、その月のうち1日でも役にあれば、当月分の報酬等は支給する。

報酬等は通貨をもって本人に支払い、受領書に押印する。

- 2 監事に対する報酬は、理事会・評議員会に出席した都度支給する。
- 3 評議員に対する報酬は評議員会に出席した都度支給する。
- 4 報酬等は通貨をもって本人に支払い、受領書に記名、押印する。
- 5 常勤の理事が死亡により退任した場合はその月までの報酬を支給する。

### （委任）

第6条 この規定の施行に関し、必要な事項は理事会の決議を経て別に定める。

別表第1（第3条関係）

役職名	報酬の額
常勤理事（職員を除く）	月額 200,000円
監事	理事会、評議員会出席1回につき5,000円
評議員	評議員会出席1回につき5,000円